

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 空き家・空き建築物対策

- (1) 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を行うとともに、その費用について財政措置を講じること。
- (2) 空き家再生等推進事業について、地域の実情を踏まえ、平成 26 年度以降も適用地域の拡大を図るとともに、地方負担分について起債等の財政措置を講じること。

2. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震化に係る補助率の引き上げ、要件の緩和等の財政措置を拡充すること。

また、地方公共団体を実施する住宅の耐震改修等の促進事業について支援措置を講じること。

3. 敷地を分割して2棟目の住宅を新築する場合に、既存の合併浄化槽を活用できるよう、建築基準法（施行令）の基準を緩和すること。

4. 市街化調整区域の既存集落におけるコミュニティの維持及び地域活性化を図るため、住宅建築や中古住宅の購入ができるよう制度を見直すこと。

5. 高層住宅におけるライフラインの確保のため、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務などの対策を講じること。

6. 土砂災害特別警戒区域内における住宅の建替えや区域外への移転に対し支援を行うこと。

7. 東日本大震災関係

- (1) 建築基準法の災害危険区域の指定により、居住が困難となる土地について、自治体がい取りの際の財政措置を講じること。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業の移転対象者が、事業実施以前に先行して行った移転についても、遡及して制度を活用するなど柔軟な措置を講じること。